官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六四）　一
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八八二）　三
○生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八八三）　五
○肥料の登録が失効した件（同八八四）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同八八五）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四四〇、四四一）　六
○信号符字を点附した件（同四四二）　六
○信号符字を取り消した件（同四四三）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（同四四四）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一六〇）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕　六
内閣　法務省　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕　六
国家試験　六
令和七年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　六
〔公　告〕　七
諸事項　七
官庁　七
建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条関係　七
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

省令

○厚生労働省令第六十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第一項及び第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資産の部の区分）	（資産の部の区分）
第八十一条　（略）	**第八十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　次に掲げる資産　その他固定資産	四　次に掲げる資産　その他固定資産
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
ヘ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）	ヘ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）
ト　（略）	ト　（略）
五　（略）	五　（略）
4　（略）	4　（略）
（負債の部の区分）	（負債の部の区分）
第八十二条　（略）	**第八十二条**　（略）
2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。	2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一　次に掲げる負債　流動負債	一　次に掲げる負債　流動負債
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）

へ　未払法人税等（法人税等の未払額をいう。次号ニにおいて同じ。）（一年内に支払の期限が到来しないと認められるものを除く。）
ト～ヲ　（略）
二　次に掲げる負債　固定負債
イ～ハ　（略）
ニ　長期未払法人税等（未払法人税等のうち、一年内に支払の期限が到来しないと認められるものをいう。）
ホ～チ　（略）
（税等）
第九十九条　（略）
2　前項の規定にかかわらず、国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合における損益計算書には、当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額を、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目（次項及び次条第一項第三号において「国際最低課税額項目」という。）をもつて表示することができる。
3　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目（前項の規定により国際最低課税額項目をもつて国際最低課税額に対する法人税等の金額を表示する場合は、国際最低課税額項目）の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目又は国際最低課税額項目の金額に含めて表示することができる。
（当期剰余金又は当期損失金）
第百条　第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。
一　（略）
二　前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額
三　前条第一項各号に掲げる項目の金額（同条第二項の規定により当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額を国際最低課税額項目をもつて表示したときにあつては、当該金額を含む。）
四　前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額
2～4　（略）
（注記の区分）
第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
一～十六　（略）
十六の二　国際最低課税額に対する法人税等に関する注記
十七　（略）
2　（略）
（国際最低課税額に対する法人税等に関する注記）
第百二十条の三　個別注記における国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、第九十九条第一項第一号に掲げる項目の金額に当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額（重要性の乏しいものを除く。）を含めて表示する場合における当該金額とする。
2　連結注記における国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、第九十九条第一項第一号に掲げる項目の金額に当該連結会計年度に係る国際最低課税額に対する法人税等（重要なものに限る。）の金額を含めて表示する場合における当該金額とする。

附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則の規定は、決算関係書類及び連結決算関係書類については、令和六年四月一日以後開始する事業年度に係るものについて適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

へ　未払法人税等（法人税等の未払額をいう。）
ト～ヲ　（略）
二　次に掲げる負債　固定負債
イ～ハ　（略）
（新設）
ニ～ト　（略）
（税等）
第九十九条　（略）
（新設）
2　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。
（当期剰余金又は当期損失金）
第百条　第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。
一　（略）
二　前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額
三　前条第一項各号に掲げる項目の金額
四　前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額
2～4　（略）
（注記の区分）
第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
一～十六　（略）
（新設）
十七　（略）
2　（略）
（新設）

その他告示

○農林水産省告示第八百八十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和七年四月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者及び輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年４月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第65901号	液状肥料	神協複合液肥081号	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第69444号	化成肥料	くみあい有機入り化成肥料288号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第76097号	化成肥料	ヒカリ加里安16―13	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第76101号	液状肥料	レタス育苗用液肥	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
生第81529号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料B051号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第81536号	液状肥料	くみあい園芸サスペンジョン１号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81551号	汚泥肥料	オリゴフミン	高栄農産株式会社	栃木県宇都宮市海道町272番地
生第81554号	汚泥肥料	グリーンアップやくの１号	福知山市上下水道部	京都府福知山市字堀（水内）945番地
生第81556号	汚泥肥料	たけまるコンポ	生駒市	奈良県生駒市東新町８番38号
生第88001号	液状肥料	有機入り液肥288号	双葉肥料株式会社	静岡県静岡市清水区長崎167番地
生第88002号	液状肥料	有機入り液肥655号	双葉肥料株式会社	静岡県静岡市清水区長崎167番地
生第88005号	液状肥料	多木尿素有機入り液肥245	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第88012号	汚泥肥料	エコヤシくん５号	おおい町	福井県大飯郡おおい町本郷第136号１番地１
生第88014号	汚泥肥料	勇気万作２号	ジャパンサイクル株式会社	宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
生第88015号	汚泥肥料	ただみコンポ	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地
生第93289号	化成肥料	くみあい有機入り化成280号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93293号	化成肥料	きびマルタブレット	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93298号	汚泥肥料	スーパーバイオユーキ	株式会社久保田組	北海道新冠郡新冠町字北星町５番地９
生第93299号	汚泥肥料	エコマリーン	株式会社イワトク	東京都大田区新蒲田三丁目１番13号
生第102223号	配合肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安C129	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第102226号	汚泥肥料	サングリーンZ	株式会社日野産業	福岡県うきは市吉井町長栖1228番地
生第102238号	配合肥料	極みG	株式会社SS肥料	青森県三戸郡五戸町字中森12番地３
生第102241号	化成肥料	マンガン・ほう素・有機入り複合026号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102243号	化成肥料	苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合260号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102246号	混合堆肥複合肥料	堆肥・マンガン・ほう素・有機入り複合075号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102248号	化成肥料	有機入り複合S400H号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102276号	化成肥料	高度化成OX9113号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102278号	化成肥料	オキサゴールド特028号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第105232号	汚泥肥料	忍びの里　完熟肥料	株式会社大栄工業	三重県伊賀市西明寺字中川原485番地２
生第105234号	混合りん酸肥料	シンカパワー１号	シンカ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目23番12号
生第105240号	液状肥料	亜リン酸・カルシウム入り液肥116号	有限会社グリーン化学	千葉県流山市流山三丁目351番地
生第105248号	化成肥料	AD有機入り化成111	株式会社アグリドック	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第105254号	汚泥肥料	かんとりースーパー大宮環整組合	大宮地方環境整備組合	茨城県常陸大宮市小野2090番地の１
生第107238号	汚泥肥料	天養１号	天野エンザイム株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目２番７号
生第107239号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合C756	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第107243号	液状肥料	508複合液肥１号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
生第107244号	液状肥料	SA―L微量要素液肥106号	株式会社CICフロンティア	東京都港区東新橋二丁目14番１号
生第107247号	副産肥料	小野田シリカ85	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第107255号	液状肥料	亜リン酸、有機入り尿素複合液肥N	つくば園芸株式会社	北海道釧路市材木町22番29号
生第107256号	液状肥料	有機入り尿素複合ターフ液肥B	つくば園芸株式会社	北海道釧路市材木町22番29号
生第107257号	液状肥料	くみあい硝安有機入り尿素亜りん酸複合液肥035	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第13623号	化成肥料	有機入り化成12―８―９―２	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12

有効期間が令和10年４月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第84962号	化成肥料	化成肥料32	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第84974号	液状肥料	有機入り液肥10号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第84977号	家庭園芸用複合肥料	母錦	北海道三井化学株式会社	北海道砂川市豊沼町１番地
生第84979号	家庭園芸用複合肥料	ハナマル	古賀　潤	福岡県久留米市野中町954番地15
生第84980号	家庭園芸用複合肥料	海の恵み	古賀　潤	福岡県久留米市野中町954番地15
生第84982号	汚泥肥料	チランユウキソイル１号	南九州市	鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地
生第84983号	汚泥肥料	Land Keeper　森のつち	秋田県横手市	秋田県横手市中央町８番２号
生第84984号	汚泥肥料	ウワノコンポ	秋田県大仙市	秋田県大仙市大曲花園町１番１号
生第84987号	汚泥肥料	北たちばな	渋川市	群馬県渋川市石原80番地
生第84989号	汚泥肥料	乾燥肥料　千尋衣の里	三好市	徳島県三好市池田町サラダ1610番地１
生第84993号	汚泥肥料	未土利	中野市	長野県中野市三好町一丁目３番19号
生第84994号	汚泥肥料	八千代グリーンパワー	八千代町	茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地
生第84996号	汚泥肥料	バイムキング	有限会社高橋建材興業	高知県高知市春野町弘岡下3001番地
生第91095号	化成肥料	オキサミド・尿素入り高度化成550	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第91102号	液状肥料	液状肥料585号	豊田有機株式会社	静岡県袋井市高尾町１番地の２
生第91108号	汚泥肥料	南信乾生１号	株式会社南信サービス	長野県下伊那郡松川町元大島2715番地43
生第91109号	汚泥肥料	南信炭生２号	株式会社南信サービス	長野県下伊那郡松川町元大島2715番地43
生第91113号	汚泥肥料	若あゆコンポ	中津川市	岐阜県中津川市かやの木町２番１号

有効期間が令和13年４月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第69452号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素入りCDU複合燐加安S400	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第69454号	化成肥料	くみあいジシアン複合燐加安464	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第81533号	成形複合肥料	粒状固形肥料B900	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第87996号	成形複合肥料	くみあいCDU入り粒状固形肥料S048	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第88018号	化成肥料	くみあい苦土入り茶専用化成S842	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93291号	化成肥料	高度NK555	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第93303号	化成肥料	MSK403	エムエスケーアグリ株式会社	千葉県印西市大森4450番地
生第93307号	化成肥料	中日本亜鉛入り高度化成S658	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第93308号	化成肥料	くみあい有機入り化成957号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第93309号	配合肥料	フェーラスグリーン	株式会社グリーンテック	神奈川県藤沢市打戻1833番地
生第102218号	化成肥料	高度化成J444	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
生第102219号	化成肥料	高度化成F444	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102249号	化成肥料	マザー化成611	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105205号	化成肥料	新東園芸化成483	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第105233号	化成肥料	PKマグけい酸C号	エコアグロサービス株式会社	富山県高岡市石堤3661番地
生第105241号	化成肥料	クローバー苦土ほう素入り肥料682号	有限会社サン・クローバー	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第105242号	化成肥料	コウノシマ複合59特号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第105243号	化成肥料	くみあい苦土入り化成肥料264	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第105244号	化成肥料	高度化成肥料600号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第105245号	化成肥料	万能肥料７－８－４－Mg１	株式会社丸総通商	茨城県土浦市中高津一丁目15番19号
生第105246号	化成肥料	くみあい複合燐加安630	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105255号	化成肥料	ほう素入り化成302	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
輸第7799号	硫酸マンガン肥料	40.0硫酸マンガン肥料	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第10851号	尿素	尿素	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第10852号	魚かす粉末	魚骨ミール	株式会社紀文産業	東京都港区海岸二丁目１番７号
輸第10853号	魚かす粉末	魚かす１号	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第10856号	なたね油かす及びその粉末	圧搾菜種粕	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
輸第10858号	りん酸加里	PKZEN－２号	善ケミカル株式会社	東京都台東区台東二丁目30番２号
輸第10859号	硝酸加里	化成肥料１号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第10860号	化成肥料	粒状化成肥料６－40－６	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号

輸第13625号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニアＣ―20.5	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
輸第13630号	尿素	とかち尿素	農事組合法人十勝協同生産組合	北海道帯広市西八条南四丁目10番地
輸第13631号	熔成りん肥	ベトナム熔りん	有限会社北海道ホープブランド	北海道中川郡幕別町字相川143番地
輸第13632号	魚かす粉末	９―５魚粕	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第102277号	混合窒素肥料	硝酸石灰混合A―１号	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第105238号	被覆窒素肥料	被覆窒素肥料AK２号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第105239号	被覆窒素肥料	被覆窒素肥料AK３号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第105253号	硝酸石灰	硝酸石灰AK１号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階

有効期間が令和13年４月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第84954号	混合りん酸肥料	腐植酸・マンガン・ほう素入り混合りん酸肥料	協和株式会社	栃木県佐野市築地町５番11号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百八十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年六月四日　農林水産大臣　小泉進次郎

１　生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所の変更

登録番号　生第92564号、生第92784号、生第100090号、生第100091号、生第100618号、輸第10372号、輸第12925号
変更前　東京都千代田区内神田一丁目14番６号
変更後　東京都港区芝浦四丁目２番８号

登録番号　生第104270号、生第104271号、生第104272号、輸第1698号、輸第1700号、輸第1702号、輸第1834号、輸第1894号、輸第1896号、輸第5062号、輸第6350号、輸第7895号、輸第10732号、輸第11835号、輸第104175号、輸第106306号、輸第106607号、輸第106608号、輸第106609号、輸第106610号、輸第106986号、輸第106987号、輸第107182号、輸第107466号、輸第107978号、輸第107979号、輸第109175号、輸第109176号
変更前　東京都千代田区内神田一丁目14番６号
変更後　東京都港区芝浦四丁目２番８号

登録番号　外第２号、外第３号、外第53号、外第72号、外第73号
変更前　東京都千代田区内神田一丁目14番６号
変更後　東京都港区芝浦四丁目２番８号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第108774号
変更前　高品位尿素水AUS40
変更後　NウォーターMAXX

○農林水産省告示第八百八十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月四日　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第93222号	混合りん酸肥料	混合りん酸肥料１号	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５
生第93223号	混合りん酸肥料	混合りん酸肥料２号	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月四日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮城県	49,600
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮城県	41,600
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

○国土交通省告示第四百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
近畿自動車道尾鷲多気線	大紀町錦三一二阿曽字滝辺まで	後　三重県度会郡大紀町錦字沖田三一九番から同県度会郡大紀町錦字滝辺三一九番まで	前	最小 一一（メートル）	（メートル）
			後	最小 二一一〇五	六三七四

○国土交通省告示第四百四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
東海自動車道	第一東名	井岡市八東一番二三まで	後　静岡県掛川市西阿知和字東築地字神田五九番五から同市西阿知和町字東築地字神田五九番五まで	前 最小 二四六九（メートル）	（メートル）
			後 最小 二五六五		三九六

○国土交通省告示第四百四十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			令和
ＪＤ5477	144834	鳥羽丸	7. 3. 3
ＪＤ5504	144876	星明丸	7. 3. 4
ＪＤ5450	144795	みやこ	7. 3. 5
7ＫＲＲ	144857	ＯＮＥ　ＨＯＮＯＬＵＬＵ	7. 3. 5
ＪＤ5499	144869	ＪＣＡＴ　ひびきⅡ	7. 3.10
ＪＤ5518	144896	第一紀勢丸	7. 3.11
ＪＤ5496	144864	寛榮	7. 3.12
ＪＤ5503	144874	第十五大伸丸	7. 3.12
ＪＤ5506	144803	福昌丸	7. 3.13
ＪＤ5479	144836	みどり	7. 3.14
ＪＤ5472	144826	第三十五伸興丸	7. 3.17
ＪＤ5527	144907	ははたき	7. 3.17
ＪＤ5501	144872	まいしま	7. 3.18
ＪＤ5542	144931	Ｍ55	7. 3.18
ＪＤ5448	144792	第五十八天王丸	7. 3.21
ＪＤ5473	144828	新栄丸	7. 3.25
ＪＤ5508	144881	大福丸	7. 3.25
ＪＤ5514	144892	大徳丸	7. 3.25
7ＫＱＲ	144785	ＯＣＥＡＮＵＳ　ＨＩＧＨＷＡＹ	7. 3.26
ＪＤ5537	144924	第十六旭丸	7. 3.31
ＪＤ5519	144898	第十五英裕丸	7. 4. 1
ＪＤ5497	144866	しまんと	7. 4. 4
7ＫＲＹ	144884	ＴＲＩＵＭＰＨ　ＡＣＥ	7. 4. 4
ＪＤ5498	144867	鶴伸丸	7. 4. 7
7ＫＲＩ	144832	ＲＵＲＩ　ＯＣＥＡＮ	7. 4.10
7ＫＲＺ	144885	ＯＮＥ　ＭＡＧＮＩＦＩＣＥＮＣＥ	7. 4.11
ＪＤ5492	144937	富栄丸	7. 4.16
ＪＤ5536	144921	あさま	7. 4.17
ＪＤ5511	144887	ＪＦＥ黄隆	7. 4.18
7ＫＳＨ	144908	ＤＹＮＡ　ＣＲＡＮＥ	7. 4.18
7ＫＳＧ	144865	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＡＣＥ	7. 4.21
ＪＤ5522	144902	第二新佑丸	7. 4.21
ＪＤ5520	144900	第六誠徳	7. 4.23
7ＫＲＮ	144849	ＴＲＩＴＯＮ　ＨＩＧＨＷＡＹ	7. 4.24
7ＫＳＥ	144899	第八十八合栄丸	7. 4.30
ＪＤ5525	144905	碧斗	7. 4.30

○国土交通省告示第四百四十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			令和
ＪＧ4848	130280	第二十二共栄丸	7. 3. 5
ＪＧ5663	137093	第二御嶽丸	7. 3.14
ＪＰＲＴ	132174	第十八千代丸	7. 3.17
ＪＧ5518	135899	なつかぜ	7. 3.19
ＪＭ6605	136824	海輝	7. 3.19
ＪＪ4046	135994	第二十一光邦丸	7. 3.21
ＪＬ6528	135567	ひゅうが	7. 3.21
ＪＪ3825	132330	第七運栄丸	7. 3.31
ＪＨ3220	131597	第八光成丸	7. 4. 2
ＪＧ5499	135870	新土佐丸	7. 4. 3
ＪＫ5321	134066	第七いく丸	7. 4. 3
7ＪＴＮ	142328	ＧＲＡＮＤＥ　ＩＶＩＥＲＥ　Ｒ	7. 4. 4
ＪＬ6460	135531	第三長久丸	7. 4. 7
7ＬＧＨ	127153	第五十八富丸	7. 4. 9
ＪＪ3789	132288	第八日興丸	7. 4. 9
ＪＫ5525	135311	晶福丸	7. 4.11
ＪＬ5702	132168	黄隆丸	7. 4.14
ＪＤ2435	140559	ありた丸	7. 4.18
ＪＤ2090	140145	第十近雄丸	7. 4.22
ＪＭ6034	132587	新栄丸	7. 4.23
ＪＭ5972	131361	第七八起丸	7. 4.24
ＪＤ2116	140175	しょううりゅう	7. 4.28
ＪＭ5710	130356	たいよう	7. 4.28
7ＫＭＤ	144303	ＨＯＫＵＥＴＳＵ　ＩＢＩＳ	7. 4.30
ＪＧ5463	135824	いけかぜ	7. 4.30
ＪＬ6689	137020	第十五光新丸	7. 4.30

○国土交通省告示第四百四十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年六月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
Ａ07141015	18. 6.14	133244	第十二青峰山丸
	令和		
Ａ191311066	1. 5.16	142795	蓮
Ａ241711020	6. 3.25	143494	ＤＩＡＮＡ　ＭＡＲＩＮＥ

○関東地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月四日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　二八・〇三～三三・四二メートル　〇・〇三九キロメートル

後　二八・〇三～二九・八六メートル　〇・〇三九キロメートル

高崎市小八木町字村前一一三四番一から同市小八木町字村前一一三五番九まで

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事所

国会事項

衆議院

質問書提出

六月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米の需要見通しに関する質問主意書（井坂信彦提出）

大学受験と入学金に関する質問主意書（井坂信彦提出）

弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問主意書（松尾明弘提出）

質問書転送

六月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問主意書

がんの早期発見における犬の活用に関する質問主意書

米国からの頭脳流出に関する質問主意書

経済財政運営に関する質問主意書

スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問主意書

判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問主意書

会話型生成ＡＩに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問主意書

本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問主意書

議事日程

六月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

令和七年六月三日（火曜日）

午後一時開議

第一　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二　ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

参議院

議案受領（予備審査）

六月二日衆議院から次の議案が送付された。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第三七号）

議案付託

六月二日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第三三号）

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第三四号）　国土交通委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）　外交防衛委員会に付託

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）　財政金融委員会に付託

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第三三号）　経済産業委員会に付託

質問主意書提出

六月二日議員から次の質問主意書が提出された。

中国製太陽光パネルに内蔵された通信機器及び日本のエネルギー安全保障上の対応に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一三四号）

再生可能エネルギー発電事業者の倒産・廃業及び太陽光パネル放置・撤去費用に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一三五号）

ハーバード大学の留学生受入れに係る安全保障上の懸念に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一三六号）

質問主意書転送

六月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

高年齢者雇用安定法Ｑ＆Ａの改訂に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一三一号）

自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三二号）

虐待判定ＡＩ及び相談事業ＡＩをめぐる利益誘導に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三三号）

報告書提出

六月二日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書

人事異動

内閣

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　庄司　真人

（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）同　風間　直樹

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（五月三十一日）

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を命ずる

○防衛大臣臨時代理解職　坂井　学

同

防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（以上六月一日）

（沼津簡易裁判所判事・静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　寺本　昌広

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　前田　英子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（広島高等裁判所判事・松江簡易裁判所判事）同　松谷　佳樹

（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　加藤　雄大

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上六月二日）

（厚生労働省保険局医療介護連携政策課長）厚生労働事務官　山田　章平

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（厚生労働省社会・援護局保護課長）厚生労働事務官　竹内　尚也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月一日）

（内閣府政策統括官（共生・共助担当））内閣府事務官　黒瀬　敏文

（内閣府大臣官房審議官（共生・共助担当））同　由布和嘉子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（六月二日）

法務省

（高松高等検察庁総務部長兼法務総合研究所高松支所教官）
検事兼法務教官　飯田　伸二

大阪高等検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所高松支所教官）の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）検事　石塚　隆雄

高松高等検察庁検事に配置換する
高松高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所高松支所教官）に併任する
（同）同　**秤屋　雄一**

辞職を承認する
大澤　裕　尾形　健　洲崎　博史
只木　誠　勅使川原和彦
判事兼簡易裁判所判事　大畠　崇史
同　清水知恵子

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に任命する
任期は令和七年十一月三十日までとする（各通）
検事　内野　宗揮
同　岡本　哲人　同　是木　誠
同　相馬　博之　同　竹林　俊憲
同　玉本　将之　同　早渕　宏毅
同　松本　麗

検事兼法務教官　島本　恭子
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する
併任の期間は令和七年十一月三十日までとする（各通）
検事　大口　康郎
同　大塚　雄毅　同　是木　誠
同　玉本　将之　同　中井　優介
同　山上真由美　同　山口修一郎
同　渡部　直希　同　渡邊　ゆり

検事兼法務教官　佐藤　裕亮
同　鈴木　建俊　菅原　健志
検事兼法務事務官　吉田　利広

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は令和七年十一月三十日までとする（各通）（以上六月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（九州大学名誉教授）　中尾　愼宏

正四位に叙する
小島辰比古

正五位に叙する
和泉　眞一　勝山　一成　吉崎　庄司

従五位に叙する（各通）
伊藤　和夫　冠　雄三　蓮見　優子
松本　武彦　山崎　博　小貫　繁

正六位に叙する（各通）
荒木　明夫　伊藤　純男　浦田　弘夫
大重　親浩　小田　篤　草野　浩一
河野　清之　相良　仁　佐藤　盛吾
高橋　渡　中角　俊一　藤澤　義弘
藤原　郁也　村山　一雄　山形寿太郎
山田　強

従六位に叙する（各通）
井上　智　仲間　英隆　仲本　善宜

正七位に叙する（各通）（以上四月二十四日）
（木更津工業高等専門学校名誉教授）　田中　整佳
堀場　義平

従四位に叙する（各通）
（三重大学名誉教授）　金井三之介　齋藤かつえ

正六位に叙する（各通）
笠本　保彦　鎌田　誠　川原　正弘
桑野　純吉　笹田　富夫　中谷内正康

従六位に叙する（各通）
外山　規匡

正七位に叙する
大鹿晴一郎
（大分県警部）　佐藤　清孝

従七位に叙する（各通）（以上四月二十五日）
濱本　高行

正四位に叙する（各通）
児玉　幸治　角　和夫

（京都市立芸術大学名誉教授）　三橋　遵

従四位に叙する
中村　信二

正六位に叙する（各通）
遠藤　信夫　今田一三六
田邊　祐藏　久保　克三
柳田　勝利　米満　清明

従六位に叙する（各通）
木畑　健　内村　博　橋口　彰三
野沢　義郎　前田　俊範

（福岡教育大学名誉教授）　沖田　卓雄

従四位に叙する
長野　和利

正五位に叙する
河内甲子男

従五位に叙する（各通）
明田　稔　押部　光男　杉田　稔
古屋　久

正六位に叙する（各通）
小川　祐　小黒　義弘　澁谷　周二
長尾　定市　能渡　利雄　山中　俊夫

従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上四月二十七日）
西尾　隆司

従七位に叙する（以上四月二十八日）
正六位に叙する
（鈴鹿市消防司令）　春原　孝俊

正七位に叙する
田中　辰典

従七位に叙する（以上四月二十八日）
永井　義夫

正七位に叙する（四月二十九日）
前田　敬治

○叙勲

旭日双光章を授ける（四月二十四日）
山形寿太郎

旭日単光章を授ける（四月二十七日）
（九州大学名誉教授）　中尾　愼宏

瑞宝中綬章を授ける
松本　武彦

瑞宝小綬章を授ける
和泉　眞一　伊藤　和夫
草野　浩一　相良　仁
藤原　郁也　三谷　千秋

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　智　浦田　弘夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
（三重大学名誉教授）　堀場　義平

旭日重光章を授ける
（富山県立山町議会議員）　伊東　幸一
（熊本県大津町議会議員）　大塚龍一郎
久保東喜雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十六日）
鈴村正次郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十七日）
中尾　愼宏

瑞宝中綬章を授ける
松本　武彦

瑞宝小綬章を授ける
和泉　眞一　伊藤　和夫
草野　浩一　相良　仁
藤原　郁也　三谷　千秋

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　智　浦田　弘夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
（三重大学名誉教授）　堀場　義平

大鹿晴一郎　齋藤かつえ
佐藤　清孝　中谷内正康

瑞宝双光章を授ける（各通）
川原　正弘　桑野　純吉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十五日）
（京都市立芸術大学名誉教授）　三橋　遵

瑞宝小綬章を授ける
久保　克三　橋口　彰三　横前　達

瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤　信夫　木畑　健
田邊　祐藏　前田　俊範

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十六日）
（福岡教育大学名誉教授）　沖田　卓雄

瑞宝小綬章を授ける
明田　稔　小川　祐
小黒　義弘　西尾　隆司

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月二十七日）
春原　孝俊

瑞宝双光章を授ける
（鈴鹿市消防司令）　田中　辰典
永井　義夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十八日）
○返上の請願
長田　隆　大橋　忠雄

勲章返上の請願の件許可された（各通）（五月二十三日）

官庁報告

国家試験

令和７年度管理業務主任者試験の実施について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第67条において準用する同令第５条の規定に基づき、管理業務主任者試験の実施について次のとおり公告する。

令和７年６月４日

国土交通大臣　中野　洋昌

１．試験期日　令和７年12月７日（日）午後１時から午後３時まで。

２．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県並びにこれらの周辺地域

３．試験実施機関　一般社団法人マンション管理業協会
〒105―0001　東京都港区虎ノ門１―13―３（虎ノ門東洋共同ビル２Ｆ）　電話番号　03―3500―2720
４．出題の根拠となる法令等　出題の根拠となる法令等は、令和７年４月１日現在で施行されているものとする。
５．受験申込手続
①　受験申込案内書　令和７年８月１日（金）から令和７年８月29日（金）まで、一般社団法人マンション管理業協会の本部・支部、国土交通省（各地方整備局等を含む）、都道府県、政令指定都市等において配布する。
②　受験申込方法　受験申込の必要事項を③の受付期間内に一般社団法人マンション管理業協会所定のWeb申込画面に入力する方法（以下「Web申込」という。）又は受験申込案内書に同封されている受験申込書等を③の受付期間内に案内書に記載された宛先に郵送する方法（以下「郵送申込」という。）。
③　受付期間　Web申込は令和７年８月４日（月）から令和７年９月30日（火）まで。郵送申込は令和７年８月１日（金）から令和７年８月29日（金）まで。（当日消印有効）
６．受験手数料　8,900円
７．合格者発表等　令和８年１月16日（金）に、Web申込者には、一般社団法人マンション管理業協会所定の個人のWeb画面上でその者の合否を通知する。郵送申込者には、一般社団法人マンション管理業協会から合否通知を送付する。
また、一般社団法人マンション管理業協会ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月４日
東北地方整備局長　西村　　拓
１　処分をした年月日　令和７年５月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社センテック　佐々木喜久男　宮城県仙台市太白区西中田５丁目21番３号　国土交通大臣許可（般―02）第23803号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
令和７年６月４日
北海道開発局長　坂場　武彦
１　商号　株式会社ＴＲＩＯＮ建設
２　代表者氏名　国本　将之
３　主たる事務所の所在地　北海道札幌市中央区南10条西10―１―20さくらビル４Ｆ
４　免許証番号　大臣（１）第10514号
５　免許年月日　令和５年９月11日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第９号
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八山椒堂
代表清算人　辻口　　智
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１０号
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八堂フードシステム
代表清算人　辻口　　智
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１１号
京都府京田辺市三山木野神86番地１
清算株式会社　阪神管財株式会社
代表清算人　大竹　政則
1　決定年月日　令和７年５月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０５４号
東京都新宿区新宿２丁目５番10号
清算株式会社　Ｒｅｍｕｎｅｒａ　Ｊｏｒｕｄａｎ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算第三株式会社
1　決定年月日　令和７年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第１００３号
島根県松江市嫁島町３番23号
清算株式会社　株式会社エス・ビーフーズ
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第８号
徳島市東沖洲２丁目１番地15
清算株式会社　株式会社ＩＳＴ
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触296番地１
清算株式会社　白川商事株式会社
代表清算人　白川　文子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所壱岐支部

令和６年（ヒ）第１３号
熊本県菊池市泗水町吉富2459番地１
清算株式会社　株式会社ヘルシーグリーン九州
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号
千葉県流山市大字鰭ヶ崎1475番地の143
清算株式会社　株式会社松井商店
代表清算人　松井　敬子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の「債権額」とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
3　協定債権の弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定後、１カ月以内に、次の方法により弁済を行い、免除を受ける。
⑴　資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、解散及び特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除して弁済原資総額を算定する。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑵　弁済原資総額を各協定債権額に応じて按分して各協定債権者に対する弁済額を算定し、各協定債権者に対して、各協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により弁済として支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。
⑶　各協定債権者は、上記⑵により弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
⑷　上記⑵による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、各協定債権者が上記⑶により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
千葉地方裁判所松戸支部民事部

監督命令取消

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第３５号
石川県金沢市浅野本町１丁目10番10号
再生債務者　株式会社ＡＤＩ．Ｇ
決定の要旨　令和７年５月１日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年５月21日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

東京都中央区銀座一丁目一五番七号ＭＡＣ銀座ビル三階

（甲）合同会社Ｆｏｒ　ｔｈｅ　Ｆｕｔｕｒｅ　代表社員　秋田　護

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

（乙）合同会社Ｆｉｒｓｔ　Ｓｔｅｐ　代表社員　秋田　護

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

東京都杉並区永福一―一三―三―三〇五クレアホームズ永福町蒼の邸

（甲）合同会社アルンＱＡコンサルティング　代表社員　梅田　周一

東京都杉並区永福一―一三―三―三〇五クレアホームズ永福町蒼の邸

（乙）合同会社プラケオＱＡコンサルティング　代表社員　梅田　周一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社正（住所愛知県豊田市平芝町二丁目二番地六）に対して当社のフィットネスクラブ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月七日

掲載頁　四十頁（号外第二十六号）

令和七年六月四日

愛知県豊田市平芝町二丁目二番地六　株式会社輝　代表取締役　中本　正輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＵＮＩＴＥ　ＨＤとし、効力発生日は令和七年七月十二日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

札幌市中央区北九条西二十四丁目一番二二―Ｄ　合同会社ＬｉＶ　代表社員　吉田　愛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

東京都世田谷区上馬一丁目二八番一〇号アピチェサンゲンジャヤ四〇一　ＹＯＵＦＩＲＳＴ合同会社　代表社員　林　龍之介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

神奈川県横浜市神奈川区神之木台三八番二号　合同会社もみじ　代表社員　杉野　尚吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

福井県勝山市元町一丁目七番二一号の一

ギャオポン合同会社

代表社員　内田　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

大阪府藤井寺市小山六丁目二番一六号

合同会社Ｅ－ＫＯ－ＢＯ

代表社員　志倉　力樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月四日

愛媛県宇和島市鶴島町六番二一号

合資会社愛媛水道

代表社員　藤井　憲生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九〇〇万円減少し一〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

www.keysky.biz

令和七年六月四日

埼玉県さいたま市見沼区東門前一七三番三号

ＫＥＹＳＫＹ株式会社

代表取締役　谷口　勝美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八五五〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月四日

東京都荒川区西日暮里五丁目一三番一一号

第三イトービル五Ｆ　伊藤工事株式会社

代表取締役　伊藤　林子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月四日

広島県廿日市市宮内四丁目一〇番九号

株式会社ホットスタッフ廿日市

代表取締役　清水　雅人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十一億四千六百五十二万二千二百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年七月四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十頁（号外第一〇三号）

令和七年六月四日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

クラスター株式会社

代表取締役　加藤　直人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　四十九頁（号外第九十五号）

令和七年六月四日

東京都中央区日本橋蛎殻町一―一八―二中野オイスタービル二〇一

ＡＭＯＩ株式会社

代表取締役　周　名　月

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を四十五億一千百二十七万二千三百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月四日

奈良県吉野郡吉野町大字丹治一五番地の一

株式会社櫻井ホールディングス

代表取締役　櫻井　信孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月四日

福井県越前市本多一丁目五番二〇号

株式会社共生商会

代表取締役　敦賀　功

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

令和七年六月四日

神戸市中央区江戸町一〇四番地

尾道造船株式会社

代表取締役　中部　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月四日

香川県三豊市三野町吉津甲六〇五番地二

株式会社せとうち福祉サービス

代表取締役　白井　延明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億二千万円減少し四千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六八頁（号外第一一一号）

令和七年六月四日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ＫＲＦ８７特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月四日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

サガミ特定目的会社

取締役　中村　武

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年三月三十一日（号外第七十一号）目次欄中（原稿誤り）			四三一四～一五基づき	法律施行規則に法律施行規則の規定に基づき
令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布厚生労働省令第三十六号（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）			一三九	第二十七号
〃	〃	〃	〃	第二十七号）
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃